

○厚生労働省令第百三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五十号を削り、第五十一号を第五十号とし、第五十二号から第七十八号までを一号ずつ繰り上

げ、第七十九号を削り、第八十号を第七十八号とし、第八十一号から第三百三十八号までを二号ずつ繰り上げ、第三百三十九号を削り、第四百十号を第三百三十七号とし、第四百十一号から第二百四号までを三号ずつ繰り上げ、第二百五号を削り、第二百六号を第二百二号とし、第二百七号から第二百四十三号までを四号ずつ繰り上げる。

第二条第五号の表中

<p>ナフタレンーイーイル（ーペンチルーーHーピ ロールー三ーイル）メタノン、その塩類及びこれら を含有する物</p>	<p>学術研究又は試験検査の用途 げる者における場合を除き、 する場合以外の場合に限る。</p>
<p>Nー（ーフェネチルピペリジンー四ーイル）ー Nーフェニルアセトアミド、その塩類及びこれら を含有する物</p>	<p>学術研究又は試験検査の用途 げる者における場合を除き、 する場合以外の場合に限る。</p>

（ただし、第一号に掲
 かつ、人の身体に使用

ナフタレンーイーイル（ーペンチルーーHーピ

学術研究又は試験検査

(ただし、第一号に掲
かつ、人の身体に使用

を

ロールー三ーイル)メタノン、その塩類及びこれ
らを含む物

げる者における場合を
する場合以外の場合に

の用途(ただし、第一号に掲
除き、かつ、人の身体に使用
限る。)

に改める。

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政
令(平成二十八年政令第二百三十二号)の施行の日(平成二十八年六月二十六日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。